

貝塚市入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市（以下「市」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入及び業務委託等に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 市発注工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 有資格業者 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。ただし、別表各項に掲げる措置要件に該当する事実又は行為の発生時にこれらの者であった者を含む。
- (5) 使用人 入札参加資格者との間に指揮命令関係がある者又は別表各項に掲げる措置要件に該当する事実若しくは行為の発生時に指揮命令関係にあった者(派遣労働者を含む。)であつて、有資格業者以外の全てのものをいう。
- (6) 入札参加停止 別表各項に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 市長は、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が当該各項に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

(下請負人等に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は市が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、委員会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

(入札参加の停止等)

第5条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認

めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

2 市長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前項においては、市長は、当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

(入札参加停止の措置期間)

第6条 入札参加停止の措置期間は、当該措置要件に該当する事実を市長が認定した日から起算する。

2 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、1の事案により別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当すると認められる場合及び2以上の事案により同表各項に掲げる措置要件に該当すると認められ、同時に入札参加停止の措置を行おうとする場合の入札参加停止の措置期間は、それぞれ当該各項に定める期間を合算した期間とする。

3 入札参加停止の措置期間中に新たな事案により別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合の入札参加停止の措置期間は、当該措置期間の残存期間に新たな事案につき当該各項に定める期間に2を乗じて得た期間を加えた期間とする。

4 入札参加停止の措置期間終了後1年を経過しない間に新たな事案により別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合の入札参加停止の措置は、当該各項に定める期間に2を乗じて得た期間とする。

5 前3項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した入札参加停止の措置期間が2年を超える場合は、2年とする。

6 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て、別表各項に規定する入札参加停止の措置期間を2分の1(期間に短期及び長期のあるものについては、当該短期の2分の1)まで短縮することができる。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。

(1) 別表各項に掲げる措置要件に該当する場合において、情状を酌量すべき特別の事由があるため、入札参加停止の措置期間について短期未満の期間を定める必要があると認めるとき。

(2) 別表第8項の措置要件に該当する場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定による課徴金の減免が適用され、その事実が公表されたとき。

7 市長は、入札参加停止の措置期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の措置の原因となった事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者に係る入札参加停止の措置を解除するものとする。

(事故の報告)

第7条 入札参加資格者は、履行する契約において事故又は損害(市との契約以外の契約については、死亡事故又はこれに準ずる重大な事故又は重大な損害に限る。)を生じさせたときは、速やかに、市に報告しなければならない。

2 市長は、入札参加資格者が前項に規定する報告を怠った場合には、入札参加停止期間に2を乗じ

て得た期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年）に延長することができる。

（入札参加停止の継承）

第8条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第9条 市長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第6条第3項又は第6項の規定により入札参加停止の期間を追加し、若しくは短縮し、又は同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をするときは、事案に応じ、当該入札参加資格者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 市長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他市長が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

（下請等の禁止）

第11条 市長は、市の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。

（警告又は注意の喚起）

第12条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名回避）

第13条 市長は、入札参加資格者、有資格業者又はその使用人が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の有無を確認するまで、委員会の議を経て、当該入札参加資格者に対する指名を回避することができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、委員会が入札参加資格者として不適当と認めるときは、当該入札参加資格者の指名を回避することができる。

（公表）

第14条 市長は、第3条の規定により別表第1項から第6項までの措置要件のいずれかに該当し入札参加資格者の入札参加停止を行ったときは、当該入札参加停止業者の情報及び停止理由、停止期間等を公表するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、入札参加停止の措置について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

（貝塚市建設工事指名停止要綱の廃止）

2 貝塚市建設工事指名停止要綱（昭和56年6月15日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに、前項に掲げる要綱によりなされた措置については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後になされた入札参加停止の措置について適用し、施行日前になされた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貝塚市入札参加停止要綱第 6 条第 6 項及び別表第 7 項から第 9 項までの規定は、この要綱の施行の日以後の貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て行う措置について適用し、同日前の委員会の議を経て行う措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貝塚市入札参加停止要綱別表第 8 項の規定は、この要綱の施行の日以後の貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て行う措置について適用し、同日前の委員会の議を経て行う措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貝塚市入札参加停止要綱第 14 条の規定は、この要綱の施行の日以後の貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て行う措置について適用し、同日前の委員会の議を経て行う措置については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条、第6条、第13条、第14条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に関して、次に掲げる書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 一般競争入札等における参加申込書及びその添付書類</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳その他の提出書類</p>	<p>6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>2 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得又は公募型プロポーザル方式応募提案等に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 正当な理由がなく落札決定（随意契約による業者決定を含む。）後契約を締結しなかった場合（落札決定したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）</p> <p>(4) 指名されたにもかかわらず、正当な理由がなく指名通知書の受領を拒否し、又は現場説明会若しくは入札・公開見積合わせ等に3回連続で参加しなかった場合（事前に辞退する旨の届出をしている場合を除く。）</p>	<p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 入札参加資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により、損害金、延滞違約金遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>(2) 入札参加資格者の責めにより契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 建設工事等の履行が不良で、工事点成績が次に掲げる場合</p> <p>ア 60点以下55点以上</p> <p>イ 54点以下50点以上</p> <p>ウ 49点以下</p> <p>(4) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>3月</p> <p>1年</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>2月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>4 有資格業者又は使用人が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>1年</p>

<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>5 有資格業者又は使用人が、市発注工事等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）第 15 条第 3 項に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>1 年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>6 入札参加資格者が市発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>(3) 市発注工事等以外の契約の履行に当たり多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく重大な損失を与えた場合</p>	<p>2 月～6 月</p> <p>4 月～1 年</p> <p>1 月～3 月</p> <p>2 月～6 月</p> <p>2 月～6 月</p>
<p>(談合等)</p> <p>7 有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する偽計又は威力を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をいう。）又は談合（同条第 2 項に規定する公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で行う談合をいう。）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市発注のもの</p> <p>(2) 本市以外の公共機関発注のもの</p>	<p>2 年</p> <p>1 年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けた場合又は違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関発注工事等</p> <p>ウ 公共機関以外の発注工事等</p> <p>(2) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関発注工事等</p> <p>ウ 公共機関以外の発注工事等</p>	<p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p> <p>2 年</p> <p>1 月</p> <p>6 月</p>

<p>(贈賄行為)</p> <p>9 有資格業者又は使用人が次のいずれかの者に対して行った刑法第 198 条に規定する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市職員</p> <p>(2) 本市職員以外の公共機関の職員</p>	<p>2年</p> <p>1年</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>10 有資格業者又は使用人が、その業務に関し本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき。</p>	<p>1年</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>11 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合</p> <p>ア 本市発注工事に関するもの</p> <p>イ 本市発注工事以外に関するもの</p> <p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分</p> <p>(3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合（前号の場合を除く。）又は適正化法第 15 条に違反しアの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>(ア) 本市発注工事に関するもの</p> <p>(イ) 本市発注工事以外に関するもの</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分</p> <p>(ア) 本市発注工事に関するもの</p> <p>(イ) 本市発注工事以外に関するもの</p> <p>(4) 建設業法第 29 条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に基づく取消処分</p> <p>イ アの処分以外の取消処分</p>	<p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>6月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>

<p>(法令等違反)</p> <p>12 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の各号（ただし、使用人は第3号を除く。）のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められたとき。</p> <p>(1) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1月～3月</p> <p>1月～1年</p> <p>1月～3月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>13 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>14 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行いがあったと認められるとき。</p>	<p>2年以内で委員会の議により決定する期間</p>